

荒川区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	荒川区
4. 届出番号	26
5. 独自利用事務の事例番号	9-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	荒川区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	8	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	13	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		荒川区個人番号の利用等に関する条例 別表第1第5の項 荒川区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第1条	荒川区子どもの医療費の助成に関する条例（平成19年条例第3号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て（児童）は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その（心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること）その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、次代を担う（子ども）に係る医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上と健やかな育成を図り、もって（児童福祉の増進と子育ての支援）に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		荒川区子どもの医療費の助成に関する条例（平成19年条例第3号） 荒川区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（平成19年規則第5号）

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	荒川区子どもの医療費の助成に関する条例第4条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	荒川区子どもの医療費の助成に関する条例第4条第1項の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号1	荒川区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第4条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号2	荒川区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第4条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号3	荒川区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第4条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号4	荒川区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第4条第1項第1号
-------	----------------------	----------------------------------

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号	荒川区子どもの医療費の助成に関する条例第8条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	荒川区子どもの医療費の助成に関する条例第8条第1項の規定による受給資格の変更の認定に関する事務

利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号11	荒川区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第10条第1項 別記第7号様式
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号12	荒川区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第10条第1項 別記第7号様式
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号13	荒川区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第10条第1項 別記第7号様式
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
-----------------	---------------------------	---------------------------

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号15	荒川区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第10条 第1項 別記第7号様式
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	子ども及び保護者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2024年12月18日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	20
保護評価書の名称	子どもの医療費の助成に関する事務
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E8%8D%92%E5%B7%9D%E5%8C%BA%E9%95%B7&ev_name=%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E3%81%AE%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E3%81%AE%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%8A%8B%E5%8B%99&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=%EF%BC%96&opn_date_from_month=3&opn_date_from_day=%EF%BC%92&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=%EF%BC%99&opn_date_to_month=%EF%BC%93&opn_date_to_day=%EF%BC%92&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2